

2019年度 保育所等入所申込みのしおり

(2号認定・3号認定用) 2019年度

向日市福祉事務所

I 認可保育園等のご案内

1. 利用できる施設

* 保育所

保護者の就労や病気等の理由により家庭で保育をできない、0～5歳児を対象とした施設です。

* 小規模保育事業所

保護者の就労や病気等の理由により家庭で保育をできない、0～2歳児を対象とした施設で、少人数（6～19人）で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

* 認定こども園（保育部分）

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う0～5歳児を対象とした施設です。

保育部分（2・3号認定）の申込みについては、通常の申込みと同じになります。

教育部分（1号認定）については満3歳以上を対象としています。申込みについては、直接施設へお問い合わせください。

2. 申込みから入所までの流れ

* 2019年度4月一斉入所

2018年11月5日（月）から子育て支援課（東向日別館）にて2019年度申込み書類を配布します。

申込書受領時に2018年12月12日（水）～14日（金）の提出日時について予約してください。

※配布時間は午前8時30分～正午、午後1時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く。）



2018年12月12日（水）～14日（金）を集中受付日として、向日市役所第1会議室（本館）で受付を行います。

※上記3日間に提出が困難な方は、2018年12月17日（月）～20日（木）の間も子育て支援課（東向日別館）で受け付けます。（いずれも午前9時～正午、午後1時～午後4時）

最終の申込み締切日は2018年12月20日（木）です。



2019年2月下旬までに入所結果を郵送でお知らせします。

＊ 年度途中入所

入所希望月の前月15日（土日祝の場合は直前の開庁日）までに子育て支援課（東向日別館）へご提出いただきます。

※書類が揃わない場合は受け付けができないことがあります。早めにご準備いただき、締切日より前に余裕をもってお越しください。



毎月20日頃（土日祝の場合は直後の開庁日）に選考を行い、入所決定者にのみ選考日の午後以降に電話でご連絡いたします。ただし、第2希望以降の施設へ入所承諾させていただくか待機となった場合はご了承ください。



入所は翌月の1日からになります。

※月途中の入所・退所は受け付けておりません。

3. 保育の利用にあたって必要な手続き

保育の利用を開始するためには、以下の二つの手続きが必要となります。

＊ 支給認定申請

保育の利用を希望する児童が、保育が必要な状況にあるかどうかの確認のために、支給認定を受ける必要があります。

＊ 利用調整申込

保育施設・事業所での保育の利用を申し込むための手続きです。

4. 保育の必要量 ※4ページ参照

＊ 保育短時間認定・・・月曜日から土曜日の、午前8時から午後4時までの最長8時間です。
(ニチイキッズ洛西口保育園は月曜日から土曜日の、午前9時から午後5時までの最長8時間です。)

＊ 保育標準時間認定・・・月曜日から土曜日の、午前7時から午後6時までの最長11時間です。

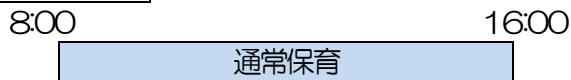
※「保育短時間認定」、「保育標準時間認定」に関わらず、原則保育を受けることができるのは、就労等で保育が必要な日時のみとなります。

※保護者の方の就労時間、通勤時間、送迎時間等により決定されます。

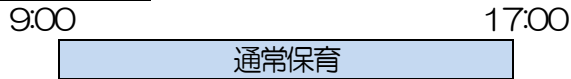
※保育を必要とする事由が、「求職活動中」又は「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」の場合は、原則として保育短時間認定となります。

※保育を必要とする事由に該当しない日については、家庭保育をお願いします。

保育短時間



ニチイキッズ洛西口保育園
(保育短時間)



保育標準時間 (各園共通)



* 延長保育について・・・特別の事情がある方は、上記の認定された時間以外も延長保育を実施します。保育料月額とは別に利用料金が必要となります。保育所に申請していただき、月極で利用することも可能です。※保育所により料金が異なりますので、詳しくは保育所にお問い合わせください。

II 支給認定 (保育の必要性の認定)

1. 保育の必要性の認定について

向日市が客観的基準に基づき「認定区分」「事由」「保育必要量」を認定します。支給認定には以下の区分(下表参照)があり、区分に応じて利用できる施設・事業所が異なります。2号認定又は3号認定を希望する場合は、家庭において必要な保育を受けることが困難であることなど「保育を必要とする事由」に該当することが必要になります。

認定区分		保育必要量	利用施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの	教育標準時間	幼稚園 認定こども園 (教育部分)
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 (保育部分)
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受ける事が困難</u> であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 (保育部分) 小規模保育等

2. 保育を必要とする事由 ※保護者のいずれもが(1)～(9)のいずれかの状況をみだしていることが必要です。

保育が必要な事由	保育必要量の区分	認定期間
(1) 就労 ※1	保育標準時間 または 保育短時間	2号：小学校就学前まで ----- 3号：満3歳に達する前々日まで
(2) 妊娠・出産	保育標準時間 または 保育短時間	出産予定日の前後2カ月
(3) 保護者の疾病・障がい (4) 同居親族等の介護・看護 (5) 災害復旧 (6) 虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間 または 保育短時間	必要なくなるまでの期間
(7) 求職活動	保育短時間	離職日または入所日から3カ月
(8) 就学	保育標準時間 または 保育短時間	卒業または修了まで
(9) 育児休業（3歳児、4歳児又は5歳児のみ） ※2	保育短時間	小学校就学前まで

※1 1か月64時間以上である必要があります。育児休業明けで入所を申請される方は、育児休業の終了する月に復職される場合のみ申込みが可能です。（例：4月1日利用開始の方は、4月中に育児休業を終了し、復職していないと利用解除となることがあります。復職後、復職を確認する書類を提出いただきます。）

※2 育児休業取得時に、既に保育を利用している3歳児、4歳児又は5歳児の子どもがいて継続利用が必要であること（育児休業取得中の、新規の申込みはできません。）

3. 認定手続きに必要な書類

*** 支給認定申請書（様式1）**

指定様式で、入所申請児童一人につき1部必要です。

※支給認定証の交付のみをご希望の方は利用調整申込書（様式2）の提出は不要です。

*** 転入先（向日市）の住所のわかるもの ※申請時に向日市に住民票が無い方のみ**

- 賃貸契約書、売買契約書等の向日市の転入先が分かる書類の写し

保護者名、転入先住所、入居日（引渡日）が分かるページが必要です。

- 保育所入所に関する居住誓約書

※入所月の前月末までに向日市に住民票を移していただく必要があります。入所決定月の1日時点で住民票がなかった場合、入所の決定は取消しとなります。

* 保育の必要性の事由証明書（指定様式で、父親・母親いずれも証明が必要です。）

保育が必要な事由		必要書類
(1) 就労	居宅内・外就労、内職	・就労証明書（様式3）
	自営業	・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4） ・開業届の写しまたは確定申告の写し（税務署で取得できます。）
	農業	・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4）
(2) 妊娠・出産		・出産申立書（様式3） ・出産予定日、保護者名の記載された母子手帳のページの写し
(3) 保護者の疾病・障がい		・疾病等申立書（様式3） ・診断書（様式5） ※病院の任意様式による場合は必ず「保育ができない」等の文言と、期間の記入をお願いします。 ※医師の診断書に限ります。
(4) 同居親族等の介護・看護		・介護、看護申立書（様式3） ・介護、看護が必要であることがわかる診断書（様式5）又は要介護認定手帳の写し ・スケジュール申告書（様式4）
(5) 災害復旧		・り災証明書
(6) 虐待やDVのおそれがあること		・警察署等のDV証明書
(7) 求職活動		・求職活動申立書
(8) 就学		・在学証明書又は学生証の写し ・カリキュラム（時間割）のわかるもの又はスケジュール申告書（様式4）

4. マイナンバーについて

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、マイナンバー（個人番号）の記入が必要になりました。

マイナンバー（個人番号）を使う手続きの際は、他人の成りすまし等を防止するため、本人確認（身元確認・番号確認）を行います。

したがって、保育所申込及び支給認定書申請については下記の①及び②のご持参をお願いします。

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、1枚で身元確認と番号確認が可能です。

※代理人による申請

保護者・祖父母以外の代理人が申請される場合は、委任状の提出が必要になります。委任状、代理人の身元確認書類、申請者本人の番号確認書類（写し）の3つの確認を行いますので必ず持参してください。委任状は子育て支援課窓口で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

① 身元確認に必要なもの ※いずれも生年月日が記載されたもの

ア 1点の提示でよいもの（主に顔写真があるもの）	イ 2点の提示で確認するもの（顔写真がないもの）
・個人番号（マイナンバー）カード	・身分証明書（顔写真なし）
・写真付き身分証明書 （運転免許証・学生証・社員証等）	・公的医療保険・健康保険・介護保険等の被保険証
・旅券（パスポート）、在留カード等	・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書

② 番号確認に必要なもの

- ・個人番号（マイナンバー）カード
 - ・通知カード
 - ・個人番号（マイナンバー）記載の住民票の写し
 - ・住民票記載事項証明書
- ※上記4点から1点の提示をお願いします。

本人確認を行うのは、保育施設入所及び支給認定申請に来られた保護者（父または母）です。申請に来られた方の①と②をご持参ください。

※番号確認（②）に必要なものを持参されずに手続きに来られた場合は、住民基本台帳法（第30条の9、別表1から6等）における個人番号を「本人確認情報の提供に関する規定」に基づき国の機関等への本人確認情報の提供を求め、本市担当職員が確認させていただき、手続きを進めさせていただきます。



Ⅲ 利用調整申込

1. 利用希望の申込みについて

2号認定又は3号認定に認定された場合、保護者の利用希望施設（保育所、認定こども園、小規模保育等）に対して向日市が利用調整を行い、入所可能な施設に入所していただきます。申し込み順ではなく、保育の必要性認定・指数（優先順位）の高い児童から入所の決定をします。ただし、入所定員などの関係で第2希望以降の施設へ入所承諾させていただくか待機となった場合はご了承ください。

また、入所承諾した場合でも申請、内容の虚偽及び記入内容が事実と違う場合は退所（保育の実施解除）となりますのでご注意ください。

2. 利用希望の申込に必要な書類

* 利用調整申込書（様式2）

申請児童一人につき1部必要です。※認可保育所をご希望の方は（様式1）と合わせての提出が必要です。

* 家庭調査票（指定様式で、入所申請児童一人につき1部必要です。）

入所対象児が慢性疾患等で継続して医療機関を受診されている場合で、集団保育上配慮が必要な方は、別に主治医の意見書が必要となりますので子育て支援課にご相談ください。

* 税関係書類

基準日時点で向日市に住民票がない等の理由で、市で税額が確認できない場合はマイナンバーを利用して確認させていただきます。しかし支給認定申請書のマイナンバー欄が空白の場合は、税額が確認できないため、下記書類を提出いただきます。また国外からの転入の場合などは、国外での収入等を基に税額を計算することがあります。

<4月から8月の入所を希望される方>（2018年1月1日に向日市に住民票がない方のみ）

「平成30年度（平成29年中）市民税課税（非課税）証明書」

<9月から3月の入所を希望される方>（2019年1月1日に向日市に住民票がない方のみ）

「平成31年度（平成30年中）市民税課税（非課税）証明書」

※市民税が未申告の方は、利用料が最高階層（最高額）となることがあります。収入がない方であっても、原則市民税の申告は必要です。

※住宅借入金等特別控除・寄付控除・配当控除・外国税額控除等の税額控除は適用しません。控除前の市民税額で保育料を決定します。

※ご夫婦で一方がもう一方の配偶者控除に入っていない場合、ご夫婦2人分の課税証明書が必要です。

* 保育所保護者負担金口座振替納入依頼書（指定様式）

利用可能な金融機関：京都銀行、三菱UFJ銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫

りそな銀行、京都中央農業協同組合、ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行は別用紙に記入となります。入所決定後、保護者に返送しお近くのゆうちょ銀行にご提出いただきます。

* その他の書類

同居している家族の中に、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けておられる方、または特別児童扶養手当や国民年金の障害基礎年金の受給対象者がおられる場合は、手帳若しくは受給者証の写し。

（保育所保護者負担金が軽減となる場合があります。）

Ⅳ 向日市内の施設紹介

各保育所について、以下の項目を記載しています。

* 定員 * 対象児童（保育可能年齢） * 費用等（施設ごとに特別に係る費用や、持参物）

* 休所日（日曜日と国民の休日を除いた保育園独自の休日）

※ 費用等については、記載している以外に、入園準備等で費用が必要になります。詳細は各園に問合せてください。費用・休所日については、変更する事があります。

※ 休所日とは別に、家庭保育の協力依頼をすることがあります。詳しくは各園に問合せてください。

* 公立保育所

【 第1保育所 】

* 定員 230人 * 対象児童 生後57日目～就学前

* 費用等 幼児の方は、主食を持参してください。

* 休所日 12月30日～1月4日（29日は特別保育）

向日市の高台に位置し、勝山緑地、向日神社など自然環境に恵まれた2階建て園舎の保育所です。

日々の保育の中でオープンスペースを生かし、たくさんの友だちや大人とかがわりあうことで思いやりが育ち、心豊かに成長することを願って保育をしています。

子育て支援センター「さくら」を併設しています。

【 第5保育所 】

* 定員 120人 * 対象児童 生後57日目～就学前

* 費用等 幼児の方は、主食を持参してください。

* 休所日 12月30日～1月4日（29日は特別保育）

北側には阪急電鉄「洛西口駅」や田んぼが広がり、第4向陽小学校に隣接した2階建ての園舎の保育所です。

友だち大好きな子どもたちが、自分も大好きで心豊かに育ち、あたたかい人と人とのつながりを大切にしています。

そんな中で、子ども、職員、保護者が願いを語り、はぐくみあえるようにと願い保育をしています。

子育て支援センター「秋桜^{こすもす}」を併設しています。

【 第6保育所 】

* 定員 150人 * 対象児童 生後57日目～就学前

* 費用等 幼児の方は、主食を持参してください。

* 休所日 12月30日～1月4日（29日は特別保育）

向日市の東南に位置し、わずかに残された田園風景と子どもたちの大好きな新幹線を近くに見ることができる保育所です。定員150人の大規模園ですが、安全な環境のもとで、子どもたち自らが主体的に生活できることを大切に考えています。産休明けから就学前の子どもたちに今何が大切か見つめ、心豊かにのびのびと成長することを願って保育をしています。

子育て支援センター「ひまわり」を併設しています。

* 私立保育所

【 さくらキッズ保育園 】

- * 定員 30人
- * 対象児童 生後57日目～3歳児未満（3歳児以降は、転園していただきます）
- * 費用等 帽子、連絡ノート 等
- * 休所日 12月30日～1月4日

阪急電鉄「西向日駅」前にある一人ひとりの成長を充分に見守ることができる木造りの保育園です。狭い園舎ですが、家庭のような雰囲気であったかい空気が流れています。0歳児から2歳児のかかわりの中で、思いやりや優しさを自然と身につけています。また、自分の意思を伝えられる力を持った子どもに育てほしいと、戸外遊びを中心に主体的な行動のできる保育をすすめています。

月1～2回の園庭開放を通して地域の子どもたちと交流しています。

【 アスク向日保育園 】

- * 定員 110人 * 対象児童 生後57日目～就学前
- * 費用等 幼児の方は、主食費月額1,000円。園外保育等の実費。
- * 休所日 12月29日～1月3日

遊びや生活を通して子どもの「自ら伸びようとする力」を育てます。

好奇心、感受性を伸ばし生涯にわたる基礎を作り、ひとりひとりに寄り添った丁寧な保育を行なっています。

四季や自然を大切に五感（視・聴・嗅・味・触）の感じられる保育プログラムです。

アスク向日保育園は子どもたち、保護者にとっても「心に残る保育園」であることを目指しています。

【 レイモンド向日保育園 】

- * 定員 180人 * 対象児童 生後57日目～就学前
- * 費用等 幼児の方は、主食費月額1,000円。電車代や、お泊り保育の負担。
- * 休所日 12月29日～1月4日（29日・4日は休日保育）

保育を通して3つの心を育てていきます。

- ① 人・命を愛する心 Live with love for someone
- ② 自然と共に生きる心 Live in nature
- ③ 創造（想像）する心 Live in creativity

一人ひとりを大切にし、家庭的な雰囲気の中で子どもたちにより添った保育。子どもたちにとって心地よい居場所づくりをしたい。それが、レイモンド向日保育園です。

【^{かぐや}華月つばさ保育園】

- * 定員 120人 * 対象児童 生後5カ月～就学前
- * 費用等 主食費月額1,400円（幼児のみ）。布団リース代金1,080円。
園外保育・安全対策・絵本代等実費。3歳児以上は制服あり。
- * 休所日 12月29日～1月3日

「あたたかな心」「かみがえる頭」「たくましい体」を育みます。
日々の保育の中で、人間の生活の根本をなす「衣・食・住」を大切にしています。
服育「正しい着こなし」を幼少期より身につけます。
食育「食べること」管理栄養士を配置し、食事のマナーや食べる意欲を育てます。
住育「過ごす環境」快適で安心・安全に過ごします。

【もずめ保育園】

- * 定員 150人 * 対象児童 生後57日目～就学前
- * 費用等 幼児の方は、主食費月額1,500円
- * 休所日 12月30日～1月4日

子ども一人ひとりの花をきれいに咲かせたいと願うなら、それを可能とする根をはらなければなりません。「真っ白な子ども達が20歳になった時、どんな大人になって欲しいのか?」「子ども達がより良い人生を送る為には、どのような働きかけが必要なのか?」私達は、このようなことを保育の根源としながら子ども達を育てたいと思います。
※2019年度、市立第2保育所から民間園に移管。新園舎での保育を行います。

* 地域型保育事業
・小規模保育所

【ニチイキッズ洛西口保育園】

- * 定員 17人 * 対象児童 生後57日目～3歳児未満（3歳児以降は、転園していただきます。）
- * 費用等 入園時 帽子代：1,080円（1、2歳児のみ）
災害共済給付金制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）任意：300円
- * 休所日 12月29日～1月3日

阪急「洛西口駅」より徒歩5分、JR「桂川駅」からも徒歩圏内の小規模保育園です。小規模保育園のメリットを活かし、子ども達と過ごす時間をゆっくりと丁寧に味わい「自分は愛されている」という安心感から「自己肯定感」をもてる子どもに育ててほしいと思っています。『おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。』という保育理念をもとに環境を整え、子ども達がありのままの姿、自分の個性を十分に発揮できる空間を大切に、保護者の皆様が安心してお預け頂けるよう努めていきたいと思っています。また、専任の栄養士による自園調理で細やかな食事を提供しています。

【 チェリーズハグ東向日園 】

- * 定員 12人 * 対象児童 生後57日目～3歳児未満（3歳児以降は、転園していただきます。）
- * 費用等 布団代1,500円
- * 休所日 12月30日～1月4日

阪急「東向日駅」より徒歩3分、線路沿いにある小さなお家の保育園です。

家庭的で、子どもが親しみやすさ、安心感が得られる環境を作り、少人数による個別対応で、保育士・看護師・栄養士による一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じて、きめ細やかに対応し、十分な関わりによる愛着形成を促します。

保護者とのコミュニケーションを日々大切に、保護者と共に子どもの成長を見守ります。

給食は添加物ができるだけ排除された安心できる季節の野菜を取り入れ、自園調理をしています。

地域拠点事業「子育てひろば “さくらんぼ”」を併設しています。

【 ココリナ東向日ほいくえん 】

- * 定員 12人 * 対象児童 生後57日目～3歳児未満（3歳児以降は、転園していただきます。）
- * 費用等 レンタルコット代 150円
- * 休所日 12月29日～1月3日

阪急東向日駅徒歩4分、2019年新設の小規模保育園です。

ベビーサインを取り入れて、コミュニケーションをはかり、子どもたちと楽しく笑顔の絶えない園を目指しています。

我が子の様に愛情をもって育てていくアットホームな保育園です。

自園調理を行い、国産のものにこだわって材料を取り入れ、手作りの給食とおやつを提供しています。

京都市では、御所南ほいくえんとこよりほいくえんを運営しております。

【 向日町ひまわり保育園 】

- * 定員 12人 * 対象児童 生後57日目～3歳児未満（3歳児以降は、転園していただきます。）
- * 費用等 新学期用品代 2,000円程度
親子遠足入園料 650円
レンタル布団代 1,500円（布団持参も選択できます）
- * 休所日 12月29日～1月3日

JR向日町駅より徒歩1分にある小規模保育事業所です。

「お家にいるようにゆったりのんびり」をモットーに、異年齢保育のメリットを生かして兄弟姉妹のように楽しく生活できる保育室です。

平成23年5月から、京都市伏見区にて、小規模保育事業所「おかもと保育園」を運営しております。

* 認定こども園

【 幼保連携型認定こども園 あひるが丘こども園 】

*定員 140人（一号認定こども15人、二号、三号認定こども125人）

*対象児童 生後57日目～就学前

*費用等 幼児の方は主食代1,200円。園外保育料の実費負担。

*休所日 12月30日～1月4日

仏教保育の『全ての生命への慈しみの心を育てる』ことを基本精神としています。柿やびわ等々の実のなる自然がそのまま残る裏山での遊びや、夏の海での合宿や冬山のそりすべりやクッキングに取り組む等々、実体験を通して感性を磨き「知恵の目」を拓きたいと考えています。又、異年齢保育を取り入れ、異なった年齢との関わり方を通して、子どもの社会性の育みに力を入れています。

子育てサポート「おひさま」を開設し子育て中の皆さんの良きパートナーでありたいと考えている園です。

V その他

1. 申込み後のお願い

以下のような家庭状況に変更があった場合は、必ず子育て支援課に届け出てください。

- | | | |
|---|----------------------|----------------|
| 例 | ・家庭で保育ができるようになったとき | ・転出のとき |
| | ・保護者の就労内容・勤務先が変わったとき | ・退所されるとき |
| | ・保護者が出産されたとき | ・市民税額に変更があったとき |
| | ・育児休業を取得されるとき | |

等

2. 保育料について

保育料は、世帯にかかる市民税額を基本として、お子さんの支給認定区分、きょうだいの状況等に応じて国が定める水準を上限に、市が決定します。

保育料は、4月～8月分は平成30年度の市民税額、9月～翌3月分は平成31年度の市民税額を基に決定します。

※ 税情報が未申告の方は、利用料が最高階層（最高額）となることがあります。

税情報が確認できない（未申告の）方は税の申告をしていただく必要があります。

※ 国外からの転入の場合など、国外での収入などを基に税額を計算することがあります。

※ 年度途中で3歳の誕生日を迎え3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度末まで3号認定の利用料となります。

※ ご夫婦で一方がもう一方の配偶者控除に入っていない場合、市民税は合算になります。

※ 今後変更になる可能性があります。

3. 注意事項

- 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。
- 消えるペンでのご記入はご遠慮ください。
- 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取消すことがあります。
- 利用申込中又は利用中に保護者の認定事由に変更があった場合は、速やかに子育て支援課又は保育所へ届け出てください。（児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等）
- 保護者の求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（保育を利用できる期間）が定められます。認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更（求職活動ののち就労開始する等）がなかった場合は、認定期間の満了日の属する月末日をもって保育の利用を終了（退所）とします。
- 育児休業からの復職を理由に申込みされた場合は、原則利用開始月中に復職し、翌月末までに復職証明書を提出してください。提出がない場合は決定等を取消し退所となることがあります。また、勤務先に復職の確認をする場合があります。
- 2019年4月1日より利用開始を希望する方の支給認定の通知は、2019年2月以降となります。

お問い合わせ先 向日市 市民サービス部 子育て支援課 保育係
〒617-8772 向日市寺戸町小畑5番地1
TEL 931-1111 (代) 内線344・348

向日市の保育所はこんなところにあります



☆市立第1保育所	(定員230名)	向日町北山21番地	TEL 921-4416
☆市立第5保育所	(定員120名)	寺戸町三ノ坪14番地	TEL 932-1819
☆市立第6保育所	(定員150名)	上植野町地田5番地の3	TEL 932-1212
★さくらキッズ保育園	(定員30名)	上植野町南開60番地の1	TEL 933-0200
★アスク向日保育園	(定員110名)	物集女町森ノ下1番地の1	TEL 935-5533
★レイモンド向日保育園	(定員180名)	森本町石田13番地の3	TEL 874-6083
★華月つばさ保育園	(定員120名)	寺戸町寺田1番地の8	TEL 924-0283
★もずめ保育園	(定員150名)	物集女町南条63番地の2	TEL 未定
■ニチキッズ洛西口保育園	(定員17名)	寺戸町七ノ坪139番地	TEL 935-7035
■チェリーズハグ東向日園	(定員12名)	寺戸町飛龍11番地の10	TEL 921-5488
■ココリナ東向日ほいくえん	(定員12名)	寺戸町初田12番地の11	TEL 未定
■向日町ひまわり保育園	(定員12名)	寺戸町瓜生22番地の12	TEL 未定
●あひるが丘保育園	(定員125名)	物集女町北ノ口65番地の2	TEL 921-0005